

様式第 21 (第 69 条関係)

表面

		第 号
電気事業法第 107 条の規定による立入検査証		
写 真	職名	
	氏名	年 月 日生
		年 月 日発行
	発行者	印
押出スタンプ		

裏面

電気事業法抜粋
(立入検査)
第 107 条 主務大臣は、第 39 条、第 40 条、第 47 条、第 49 条及び第 50 条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等(原子力発電工作物に係るものに限る。)の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
第 117 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
十二 第 107 条第 1 項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。